

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

令和7年10月1日

契約担当官
東海農政局長
秋葉 一彦

記

1 一般競争入札にする事項

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| (1) 件 名 | 鋼材の売扱（明治本流（上流部）他） |
| (2) 売扱物品の数量及び所在地 | 入札説明書による |
| (3) 売 扱 物 品 の 搬 出 場 所 | 売扱物品所在地に同じ |
| (4) 売 扱 物 品 の 引 取 期 限 | 令和7年12月12日 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の買受け」において、「A等級」又は「B等級」に格付けされた東海・北陸地域の競争参加資格者であること。
- (4) 東海農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。農林水産省の他の機関から指名停止を受けている場合も同様とする。
- (5) 現場説明に参加しない者は入札に参加することはできない。

3 入札方法

入札書に記載する金額は、仕様書に示す予定数量に品目毎の単価を乗じた総価とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札契約価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 電子調達システムの利用

本案件は、競争参加資格の確認のための証明書等（以下「証明書等」という。）の提出及び入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい者は、紙入札方式参加願を提出し、紙入札方式に代えることができる。

電子調達システム URL <https://www.p-portal.go.jp>

5 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸一丁目2番2号
東海農政局会計課調達係

電話番号 052-223-4615

電子メールアドレス : chotatsu_tokai@maff.go.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

5 (1)の場所にて交付を行う。電子メールでの交付を希望する者は、件名、住所、会社名、担当者名、電話番号、電子メールアドレスを記載の上、次の電子メールアドレス宛てに申込みを行うこと。

電子メールアドレス : chotatsu_tokai@maff.go.jp

(3) 入札説明書等の交付期間

令和7年10月1日～令和7年10月16日（ただし、行政機関の休日を除く。）

午前10時00分～午後5時00分

(4) 証明書等の提出場所、受領期限等

提出場所 東海農政局会計課 調達係

受領期限 令和7年10月16日 午後5時00分

電子調達システムによる。

なお、電子調達システムにより難い場合は、上記受領期限までに紙入札方式参加願と併せて5(1)に電子メール、持参又は郵送すること。郵送の場合は、上記受領期限必着で書留郵便に限る。

(5) 入札書の提出場所、受領期限等

提出場所 東海農政局会計課調達係

受領期限 令7年11月5日 午後5時00分

電子調達システムによる。ただし、事前に発注者に紙入札方式参加願を提出して

いる場合は、持参又は郵送により提出することができる。郵送の場合は、上記受領期限必着で書留郵便に限る。

(6) 開札の日時及び場所

場所 東海農政局入札室

日時 令和7年11月6日 午後1時30分

(7) 電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

6 入札説明及び現場説明の場所及び日時

入札説明書による。

7 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8 入札保証金及び契約保証金 免除する。

9 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格を超えた入札のうち、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、該当が2者以上あるときはくじを引かせて落札者を決定する。

10 契約書の作成の要否 要

11 代金の納付

東海農政局歳入徴収官の発行する納入告知書により指定された期日までに納入すること。

12 その他

契約手続に使用する通貨は日本国通貨に限る。

本公告に記載なき事項は入札説明書による。

以上公告する。

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されています。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実を Web サイトで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当局の Web サイト（<https://www.maff.go.jp/tokai/somu/somu/kokihoji/attach/pdf/index-12.pdf>）を御覧ください。
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。